

第三節 災害と農村

第三節 災害と農村

一、干ばつ災害

干ばつ年表 讃岐の国は、「玉藻よし讃岐の国は……」とその国がらを万葉の歌人にうたわれているように、風土が美しく、気候は温暖で明るい瀬戸内式気候に恵まれている。しかし、年間の降雨量は極めて少なく、地勢上からも水には恵まれず、昔から用水の不足に悩まされ続けてきた。今日、県下至るところに存在するため池は、その用水を確保するために、農民が汗とあぶらで築きあげた努力の結晶であると言っても決して過言ではない。こうした苦勞にもかかわらず、昔からしばしば干ばつに見舞われ続けてきたのである。

干ばつによる災害は、常に農民の生活を脅かし続けてきた。今その干ばつの発生状況を見ると、(表84)のようになっている。すなわち、近世における干ばつの発生は、五九回を数え、平均して四・七年に一度の割合で発生していることになる。

干ばつ発生の特徴 こうした干ばつは、この狭い香川県においても県下一円に及ぶのは大干ばつの年で、それ以外の年では東讃または西讃のみとか、あるいは島しょ部といった地域的な干ばつが多いのである。

また、干ばつ発生的年代毎の状況を概観すると、一六〇〇年代は八・一年に一度の発生であり、これが一七〇

〇年代となると極端に多くなり、二・七年に一度の割合で干ばつに見舞われている。そして、一八〇〇年代になると五・〇年に一度の近世の平均的な発生状況になっているのである。

讃岐の国ではかつて、「讃岐日照りに米買うな」ということわざが聞かれた。これは、讃岐が干ばつで稲が不作だからといって、米を買い急ぐ必要はない、讃岐が日照りで大騒ぎするようであれば、水の豊富な他国では豊作となり、むしろ米は安くなるということである。

このように讃岐の農業は、干ばつという災いにつきまとわれてきた。そして、この干ばつを契機としてため池の新築・増築が行われ、次第にその数を増していったことは第六章第一節に述べたとおりである。

なお、今に残る各地の雨ごい行事は、当時農民が頼みの綱としていたため池の水さえも干上り、日毎に水田はひびわれ、次々と稲が枯死していく様を見て農民は、最後の願いを神仏に託した。その名残りが今に伝承されている各地の雨ごい行事なのである。

表84 干ばつ年表

年号	年代	記	事
寛永三年	一六二六	閏四月七日大風雨、以後雨降らず秋七月十三日に至り、干すること九十五日、野に餓死あり	
二十一年	一六四三	四月上旬から六月下旬に至って雨降らず、諸国秋から冬にかけて餓死巷に満つ。当国の十分の一に及ぶ	
正保三年	一六四五	春から秋に至り大干、藩民難儀に付き、なおまた新池四〇六か所を築き、在来と合せて一、三二六か所に成る	
承応三年	一六五四	大干し、穀登らず、野に餓死あり、民に餓色有り、世人今に至って午年の大干と言つなり	
寛文六年	一六六六	干(小豆島)	
八年	一六六八	夏大干、雨を百々潭 <small>とどろ</small> に折り、三日にして雨降る	
元禄三年	一六九〇	六月、七月干	

十一	一六九八	夏干	
十二	一六九九	夏干	
十三	一七〇〇	夏干	
宝永三年	一七〇六	五月雨を請う。秋干、八月また雨を請う。(夏大干)	
五年	一七〇八	五月大干(中讃)	
七年	一七一〇	夏大干す、雨を百々潭に祈る	
享保三年	一七一八	六・七月の間、しきりに雨請	
四年	一七一九	六・七月干、八月雹降り、五穀不作(西讃)	
九年	一七二四	四月十四日雷雨あり、これより六月に至るまで雨降らず大干す	
十年	一七二五	六・七月大干	
十四	一七二九	春から五月に至り干	
十五	一七三〇	五・六月連干	
元文四年	一七三九	夏六月二日雨請すれども雨を得ず大護寺及び百々潭にて雨請	
寛保元年	一七四一	秋七月二十一日雨請二十三日月風雨あり	
延享四年	一七四七	夏干	
寛延元年	一七四八	六月から七月に至り干	
宝曆三年	一七五〇	七月・八月干	
四年	一七五四	六月・七月雨無し	
五年	一七五五	夏干	
七年	一七五七	六月・七月干	
八年	一七五八	干	
九年	一七五九	干	
十二	一七六二	五月・六月に至り大干す、高松藩主、大護寺に命じ雨を祈らしめ自筆の願文を納む	
明和三年	一七六六	六月から八月に至り大干す	
四年	一七六七	夏干	
七年	一七七〇	六月より八月に至り大干	

年号	年代	記	事
明和 八年	一七七二	四月より六月に至り大干	
安永 三年	一七七四	八月干	
天明 五年	一七八五	夏干	
" 七年	一七八七	大干	
" 八年	一七八八	大干	
寛政 元年	一七八九	夏干	
" 二年	一七九〇	夏干す、穀登らず民に米五、五〇石を貸与す 香東川左岸の岡・由佐・横井三か村の一の井井関掛りの百姓庄屋・組頭に願書を提出する。以後五 三年に及ぶ声脇井関水論の発端	
" 三年	一七九一	夏雨無し	
" 五年	一七九三	夏雨無し	
" 六年	一七九四	夏雨無し	
" 七年	一七九五	この年干	
" 八年	一七九六	夏雨無し	
" 九年	一七九七	七月から閏七月に至り干	
文化 元年	一八〇四	六月から七月に至り干	
" 三年	一八〇六	四月から六月に至り大干	
" 五年	一八〇八	夏干	
" 六年	一八〇九	六月から八月に至り大干	
" 十年	一八一三	夏干	
" 十一年	一八一四	五月から七月に至り大干	
" 十四年	一八一七	五月から七月に至り大干	
文政 元年	一八一八	夏から秋に至るまで雨降らず、大いに税租を損す	
" 六年	一八二三	五月から七月に至り大干	
天保 三年	一八三二	六月十六日から八月三日に至り雨降らず	

嘉永 六年	一八五三	五月から八月に至り大干
安政 元年	一八五四	大干はついで領内どこも池は無水となる(西讃)
慶應 二年	一八六六	新田村と栗井村の安政の水論 夏干(西讃)

「讃岐国大日記」・「高松藩記」・「全讃史」より作成

二、風水害

大風・洪水年表 「讃岐国大日記」(香川叢書)、『増補高松藩記』にある大風・洪水は、主として夏から秋にかけて我が国を襲う台風による大風と豪雨による洪水をさす。記録によると藩政時代の大風洪水と大雨洪水を合すと、七九回にも及んでいる。この洪水は、一年の内に二―三回発生している年もあるが、讃岐一国の領主として、生駒親正が入部した天正十五年(一五八七)から、高松藩政末期の慶應二年(一八六六)まで二八〇年間を平均すると、三年半に一度洪水が発生していることになる。さらに霖雨による災害を加えると八六回となるのである。

大風・洪水の被害 『増補高松藩記』によると、承応三年(一六五四)の秋、大風・洪水で穀実らず凶作となり領民大いに飢え、この冬より翌年の夏までに米麦を数万人に施し、また、病気で死んだ牛馬は数千頭に及び、領民に銀六〇貫を貸し三、四戸ごとに牛一頭を飼わせた、とある。

さらに、元禄十五年(一七〇二)八月晦日、大風・洪水で秋いなごが大発生し、穀物を食い尽して凶作とな

り、領民大いに飢える状況となった。このため田租をすべて免除し、さらに粟林荘の御庭普請を起し、老若男女を日備し賃米を与えた。すると数万人の難民がこれに参加したため、餓死者は一人も出なかったという。

この外、家屋の崩壊一万九千余戸に及ぶという明和九年（一七七二）八月二十、二十一日の大風・洪水、さらに稲田の流失するもの数千町歩、民家の崩壊・流失二三三戸という天明二年（一七八二）五月の大風・洪水と枚挙にいとまがない。

こうしてみると、農民は四一五年に一度の割合で発生する干ばつに苦しめられ、三十四年に一度襲来する大風・洪水に傷つけられることとなる。農民が平穩な年を願ひ五穀が豊かに実ることを祈念する農民の諸行事に力を入れることもこれで納得がいくであろう。

こうした大風・洪水などで家屋が流失・倒壊して難済している者については、藩の援助に頼るだけでなく、相互扶助の精神で村単位に「米」を出し合って救済に当っている実例がある。弘化四年（一八四七）七月の大風雨で多数の家屋が流失・倒壊した。被災した農家は住むに家なく、食料も欠乏し難済していた。そうした人々を救済するための「救方出米」の「村割書入帳」が残っている（別所家^{文書}）。それによると、香川郡東村々（二九村）への割当が四二石となっている。その内で最も多いのは浅野村の二石八斗で、少ないのは西浜村の二斗であった。そして、この救方出米を次のように分配している。

- 三四軒 流 家 此の米二七石二斗、但し老軒に八斗ずつ
- 三二軒 転 家 此の米一二石八斗、但し老軒に四斗ずつ
- 老軒 流納屋 此の米四斗
- 四軒 転掛屋 此の米壹石二斗、但し老軒に三斗ずつ

そして、その末尾に「右の外ニ流家・転家等も御座候得共、相応ニ相暮し居り申し候分は指し除き、極難済^{ごくなんじやう}の分左の通り救い遣し申し候義ニ御座候、即ち出米人別帳面相添え指し出し申し候」とある。これらの災害記録を年代順に示すと（表85）のようになる。

表85 大風・洪水年表

年号	年代	記 事
文禄 三年	一五九五	○八月十日、大雨
寛永 三年	一六二六	○閏四月七日、大風雨
承応 三年	一六五四	○秋・大風洪水
延宝 七年	一六七九	○八月四日、洪水
天和 元年	一六八一	○八月十六日、大風洪水（おぼれ死ぬ者一〇〇人この年穀登らず）
貞享 四年	一六八七	○九月九日、大風洪水
元禄 八年	一六九五	○七月二十一日、大風洪水穀登らず
“ 九年	一六九六	○九月九日、大風洪水
“ 十五年	一七〇二	○七月二十八日、大風洪水。八月三十日、大風洪水
宝永 四年	一七〇七	○八月十七日、大風洪水。九月十二日、大風洪水穀登らず、領民大いに飢える
“ 七年	一七一〇	○八月四日、大風洪水
正徳 三年	一七一三	○七月七日、暴風雨
享保 五年	一七二〇	○夏霖雨（ながあめ）秋穀登らず
“ 六年	一七二二	○閏七月十六日、十五日、大風洪水
“ 七年	一七二三	○六月二十三日、八月十四日、八月二十二日、二十三日、沿岸の堤防決潰、田野海の如くなること三日、山崩れ、谷埋り、領民の流散水死者百余人、牛馬また然り

宝曆十二年	天明二年	安永三年	天明五年	寛政三年	寛政五年	文化五年	文政三年	天保五年	弘化四年	嘉永二年
一七六二	一七六二	一七六二	一七六二	一七六二	一七六二	一七六二	一七六二	一七六二	一七六二	一七六二
六月二十六日、大風洪水	八月二日、三日、大風洪水、海水漲溢する。八月八日、また大風洪水	八月二日、三日、大風洪水、海水漲溢する。八月八日、また大風洪水	七月二十日、二十一日、風雨洪水	八月十九日、風雨洪水	八月二十日、二十一日、大風洪水	八月二十日、二十一日、大風洪水	八月二十日、二十一日、大風洪水	八月二十日、二十一日、大風洪水	八月二十日、二十一日、大風洪水	八月二十日、二十一日、大風洪水

享保九年	天明二年	安永三年	天明五年	寛政三年	寛政五年	文化五年	文政三年	天保五年	弘化四年	嘉永二年
一七二四	一七二四	一七二四	一七二四	一七二四	一七二四	一七二四	一七二四	一七二四	一七二四	一七二四
二月三日、大風雨、地震。八月 霖雨。八月十四日、大風洪水 この年穀登らず、貢米減三万七千石	九月霖雨、激しい浪のため海岸の堤防が潰れた	二月十九日、大風 船多く破碎	八月二日、三日、大風洪水	秋大風洪水四次	七月霖雨、七月二十四日、大風洪水	穀登らず	四月より六月に至り霖雨。秋霖雨。八月十六日 洪水。十月六日、十一月二日 大風	九月五日、洪水	八月十一日、十二日 大風洪水	八月五日、六日、大風洪水

年号	年代	記	事
嘉永三年	一八五〇	○九月二日、大風洪水	
安政二年	一八五五	○七月二十九日、八月二十日、大風洪水	
〃三年	一八五六	○六月二十九日、七月一日、大風洪水	
〃四年	一八五七	○七月朔日、大風洪水	
万延元年	一八六〇	○七月十一日、大風洪水 夏霖、穀登らず	
文久二年	一八六二	○七月十四日、大風洪水	
慶応二年	一八六六	○八月七日、八日、大風洪水	

〔讃岐国大日記・増補高松藩記〕より作成

雷・雪・霜の被害 雹による農作物の被害、大雪による人畜の被災、さらに晩霜による災害も『増補高松藩記』に記録されている。これらの災害は八か年で九回発生しているが、その内享保年中のものが四回もある。享保三年（一七一八）五月四日に霜が降り寒さ厳しく牛馬病気死するもの二二〇〇余頭とあり、同九年四月七日には雨雹が降ったとある。また延享元年（一七四四）冬には寒さ厳しく南の山は積雪丈余（三拵）に達したといふ〔増補高松藩記〕。

地震・雷 地震について特に大きかったものは宝永四年（一七〇七）に発生したもので、十月四日未時（午後二時頃）雷鳴のような大音がして大地震が発生し、地は裂け水が湧き出した。木太の詰田川東大路が六尺裂け、八栗の五剣山の一峰が崩れ落ちた。また、墓石はことごとく倒れ、高松北浜の海岸の家屋も倒壊し圧死者が多数出た。つぶれた家屋は九二九軒に及んだ。そして、余震は翌年の夏まで続いたという。

また、安政元年（一八五四）にも六月十四日地震、十一月四、五日大地震、封内の人家の破損三千余、土民草

屋を作って寝ること十数日、翌年夏になって常に復すと記している。

また、この安政元年の地震について「綾野義賢大検見日誌」（香川県史10）〔近世史料II〕には、義賢が大検見役として阿野郡北に出ていた時地震にあったが、それを「十一月五日より希代の大地震にて、十一日まで小屋住みせしほどなりしが、いまだ時々震ひしかども」というように表現している。坂出のあたりは、それほど激しくなかったであろうか被害状況などはほとんど見あたらない。これに対し、高松地区の方は「一昨五日午可也より夜分の大地震二付き、郡内転家并びニ損所・怪我人等有無大旨申し出候様仰せ聞かされ相尋ね候所、転家百式拾軒位御座在るべき哉、尚又損所・怪我人等は適御座在るべき哉御申し出致し候程の義は御座無く候、全前体郡内ニても下々郷より大野・浅野辺迄は地震甚敷、夫より上分山分等ニては順々ゆるやかニ御座候様子ニ御座候」（別所家文書嘉永七年「甲寅日帳」）とあるように、被害は転家一二〇軒ほどで大したことはなかったものの地震の大きさは「甚敷」とあるように相当なものであったろう。特に高松城下から南の方大野村・浅野村あたりまでが大きかったようである。

雷については、『増補高松藩記』に記載されているのは、寛文二年の落雷外八か年のもので、雷発生の記録は一二回となっている。これらの雷は、季節はずれのもの、多数の落雷のあったもの等の特異なものが残されている。寛文二年（一六六二）八月三日の雷は、高松城乾の隅櫓に落ち、櫓はもとより城門を五六間にわたって延焼し、多くの武器が焼失したと記録されている。また、安永九年（一七八〇）六月二日の大雷は、領内二八〇か所で大荒し、落雷二戸・雷死三人と記録されている。この雷の記録も享保年間のもの半分もある。こうして見ると、享保という時期は明けても暮れても天災地変ばかりの日々であった。